



# 西東京の教育

＝発行＝  
西東京市教育委員会  
〒202-8555  
西東京市中町1-5-1  
電話 042-464-1311

＝編集＝  
西東京市教育委員会  
教育部教育企画課

市ホームページアドレス  
http://www.city.nishitokyo.lg.jp/

平成23年(2011年)2月15日発行 第46号

## 中学校完全給食

# 第1期3校、 本年5月20日から スタートします

西東京市の長年の懸案であった中学校給食が来る5月20日からスタートします。小学校給食室で調理した給食を中学校に配送する親子調理方式で、今回は第1期の3校から始め、平成24年度には残る6校を行います。(一覧表をご覧ください)

開始時期および給食費の決定については、現在の整備状況と併せてお知らせします。

◆開始時期について  
開始初年度については、5月20日を基準日とします。

開始基準日が学校行事等で給食の実施が不要な日にあたる場合には、基準日以降の直近の給食実施日から開始します。

◆給食費の額について

一食あたり320円とします。給食の申し込みにあたっては給食費の未納を防止するため各期(3学期制の各学期に相当)ごとの振込みによる前払いとします。

◆これまでの経過  
中学校完全給食の開始時期および給食費の決定は、学校給食に関する重要な事項であるため、教育委員会は平成22年5月31日に西東京市立学校給食運営審議会に諮問しました。

審議会では、慎重に検討を重ね、平成22年11月10日に答申がなされました。

この答申を受け、平成22年11月27日の教育委員会定例会で協議し、中学校給食の開始時期および給食費の額を決定しました。

よび給食費の額を決定しました。

### 西東京市立学校給食運営審議会 答申の内容

中学校給食の開始時期について

開始初年度については5月20日を基準日とすることが適当である。給食費の額は一食あたり320円が妥当である。

給食の申し込みにあたっては、給食費の未納を防止するために各学期ごとの振込みによる前払いとすることが適当である。なお、保護者の利便性に配慮した方法を検討することも必要である。

中学校給食の開始にあたっては、安全・安心を最優先とした上で、円滑に実施していくことが必要である。また、実施方法等を事前に市民・保護者へ周知する必要があるため、教育委員会において対策を講じるよう申し添える。

### ◆現在の整備状況

◆小学校給食室改修等工事

第1期の給食調理校となる3校は、昨年9月に改修工事を完了しました。

第2期の給食調理校となる6校は、平成23年度の夏季休業期間に改修工事を実施する予定です。

◆中学校昇降機設置等工事

第1期の中学校3校は、現在工事が進行中です。

近隣住民の方々には、ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解

解とご協力をお願いいたします。第2期の6校は、平成23年度の夏季休業期間に改修工事を実施する予定です。

### ◆中学校給食(親子調理方式)の概要

給食調理・食器洗浄について  
中学校の給食調理・食器洗浄作業は親校となる小学校の給食室で行います。

給食調理作業は、給食室の広さ・設備等の問題があり、小学校分と中学校分を同時に調理することができないため、限られた時間の中で中学校、小学校の順に2回の調理作業を行います。

食器洗浄作業は小学校、中学校の順に行い、洗浄後は食器消毒保管庫で加熱殺菌・乾燥・保管をします。

食数増に伴う作業量の増加に對しては、調理機器の増設、調理員の増員等に対応します。

給食の配送等について  
中学校給食の配送は配送専門業者が委託します。

リフト付の大型トラックに給食コンテナを積載し、中学校への給食の配送および小学校への食缶・食器等の返却を行います。

給食はパンを除いて、保温・保冷のできる二重食缶に入れ、食器、トレー等と一緒に給食

コンテナに収納(原則2クラス分)し配送します。

配送人員は運転手および助手の2名体制で行います。

中学校給食に使用する食材について  
小学校と同様に国内産を中心とした安全に配慮した食材を使用します。

中学校給食に使用する食器等について  
小学校と同様に強化磁器製の食器を使用します。また、配送時の破損等を考慮し、予備の食器等を中学校で保管します。

中学校給食の申し込みについて  
中学校給食は家庭弁当との選択制を導入することから、小学校給食とは異なり、事前に給食の申し込みと、給食費の払い込みが必要になります。

申し込み方法等の詳細については別途、保護者の皆様にお知らせいたします。

アレルギー対応について  
中学校給食では、配送が伴うことや調理する場所と給食を食べる場所が離れており、アレルギーに対応した給食を対象生徒へ確実に提供することができません。

安全を第一に考え、小学校で実施している除去食(原因食品を除いた給食)の提供は行わず、アレルギーを表示した詳細な献立表を作成・配布することとします。

食物アレルギーを持った生徒への対応については、症状に応じて次のとおりになりますので、中学校給食の申し込みの際は学校と十分に相談のうえ判断してください。

①給食は申し込みせず、家庭弁当で対応する。

②給食を申し込み、食べられない献立の日は、家庭弁当で対応する。

③給食を申し込み、食べられない食材は生徒自身で除去して食べる。

※給食を申し込んだ場合には、家庭弁当で対応した日についても、給食費の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

◆学校運営課  
042(438)4073

給食運営審議会から答申を受けました



安全・安心を第一に調理します